

特定非営利活動法人 自然体験活動推進協議会
自然体験活動トレーナー認定および登録に関する規程

第1章 総則

(総 則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会定款第5条（1）②の定めるところにより、自然体験活動トレーナー（略称をCONEトレーナーとする／以下、トレーナー）認定および登録に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程でいう用語については、次のとおり定義する。

- （1）養成団体 全国体験活動指導者認定委員会自然体験活動部会の自然体験活動指導者（以下、NEALと略す）の養成講習会の実施団体として認定された団体。
- （2）トレーナー認定 協議会が開催するトレーナー認定会を受講し検定合格すること。

(自然体験活動トレーナーの名称と役割)

第3条 自然体験活動憲章に基づき、自然体験活動の推進と普及を率先して行うものを自然体験活動トレーナーと称する。

2 自然体験活動トレーナー（以下、トレーナー）は以下の役割を担う。

- （1）自然体験活動の普及・推進を図る。
- （2）自然体験活動指導者の養成を行う。
- （3）主任講師（講習管理者）登録を経てNEAL養成講習の企画・運営が出来る。ただし、主任講師（講習管理者）はトレーナーでなければ登録・更新は出来ない。

第2章 トレーナーの認定

(トレーナーの認定要件)

第4条 次の各項に該当するものをトレーナーとして認定することができる。
トレーナー養成会および認定会を受講し、検定合格後、理事会において承認されたもの。

(トレーナー養成会)

第5条

（1）協議会は、トレーナーとなる適性を有するものを対象に開設し、自然体験活動憲章を理解し、指導者養成講習会を行うための技能と心構えを養うことを目的とする。

（2）受講する者は、以下の全ての要件を満たしていること。

- ①自然体験活動総括指導者（コーディネーター）であること。
- ②自然体験活動総括指導者（コーディネーター）として、また自然体験活動事業の企画管理運営の活動実績が30日以上あること。
- ③自然体験活動総括指導者（コーディネーター）を登録している所属団体の代表の推薦を受け、推薦状を提出すること。ただし、参加しようとする者が団体の代表の場合は、他の養成団体の代表者から推薦を受け、推薦状を提出すること。

（3）養成会の講師は、トレーナー部会部会員または部会で選任したものとする。

(トレーナー認定会)

第6条

- (1) 協議会は、トレーナー養成会を修了したものを対象に開設し、トレーナーにふさわしいものを認定することを目的とする。
- (2) 受講する者は、以下の全ての要件を満たしていること。
- ① トレーナー養成会に参加していること。
 - ② 指導者養成の活動実績が3年以上あること。
 - ③ トレーナー養成カリキュラムにある263時間を履修すること。その内容として、
 - ・ トレーナー養成会受講後、リーダー、インストラクター、コーディネーター養成講習のいずれかの運営に、全期間スタッフとして関わること。
 - ・ 上記養成講習にて、1科目以上は担当講師を務めること。
 - ・ 地域において、多様な団体・組織と連携事業と交流をはかること。なお、CONEが主催する「専門研修会」に参加した場合には、その履修時間も263時間内に含めることができる。
 - ④ 要件②および③について、その活動実績を履修表に記載し、日程表およびカリキュラムを添えて提出するとともに、その内容を所属団体の代表が証明すること。
 - ⑤ 自然体験活動総括指導者(コーディネーター)を登録している団体の代表の推薦を受け、推薦状を提出すること。ただし、参加しようとする者が団体の代表の場合は、他の養成団体の代表者から推薦を受け、推薦状を提出すること。
- (3) トレーナー認定会の受講は、トレーナー養成会の修了日から3年以内とし、3年を超えての申込みは受け付けない。
- (4) 認定会の講師は、トレーナー部会部会員または部会で選任したものとする。

第3章 トレーナーの登録および更新

(申請)

- 第7条 トレーナーの登録を希望する者は、申請書等に登録料の納付を証明する書類を添えて、協議会に申請するものとする。
- 2 登録料は有効期限ごとに9千円とする。
 - 3 登録後の登録料は返納しない。

(登録の有効期間)

- 第8条 登録有効期間は、3年度間とし、3年ごとに更新する。

(登録の更新)

- 第9条 登録を更新するためには、登録の有効期限が終了する前に次のすべてを満たさなければならない。
- ① 登録の有効期限が終了する日の翌日から遡って2年以内に、協議会が主催する更新の為の講習会(トレーナーの会)を受講すること。
 - ② 登録料を納入すること。
- 2 登録の有効期限が切れた者が更新手続きを希望する場合は、前項のほか理由書の提出を求める。付与される有効期限は登録の有効期限が切れた年度からとし、年度数に応じた登録料を納入する。

(登録失効の猶予)

- 第10条 長期病気療養、海外留学・転勤、出産・育児、介護など、やむを得ない事情により更新手続きが困難な者については、登録の失効を猶予することができる。
- 2 登録失効の猶予は、予め事情を事務局に連絡し、事情が解消された際はすみやかに報告

すること。

(登録の終了)

第11条 登録は次の場合、終了するものとする。

- (1) 所定の登録期間が終了し、更新が行われない場合。
- (2) 自然体験活動総括指導者（コーディネーター）登録を終了した場合。
- (3) 本人より、書面もしくは電磁的方法による申し出があった場合。
- (4) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をした場合。

(規程の改正)

第12条 本規程の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

付 則

1 本規程は、平成16年3月18日より施行される。

平成17年3月17日 一部改訂

平成20年3月14日 一部改訂

平成23年5月26日 一部改訂

平成25年3月14日 一部改訂

平成26年3月18日 一部改訂

令和元年5月24日 一部改訂

令和6年9月27日 一部改訂